

市民活動をはじめの方へ ～市民活動団体の会則（規約）等について～

1 市民活動団体の会則（規約）とは

団体の運営や活動をはじめするための基本となるルールを書面化したものです。この会則（規約）にもとづき運営や活動を行いますが、市民に活動に参加してもらうためには、団体の情報を公開し、信用を築くことが大切になります。

また、自分たちの団体の目的や活動内容を会則（規約）にまとめておくことで、会員が共通認識を持つことができ、円滑な活動を行うために役立ちます。

2 会則（規約）の作成

会則（規約）について、一般的に次の事項を定める必要があります。（※裏面参照）

- (1) 団体の名称と所在地
⇒代表者の自宅が団体の所在地である場合もあります。
- (2) 団体の目的と活動内容
⇒団体の目的を明確にし、目的を実現するための事業を設定します。
- (4) 会員
⇒会員の種類、会費、入会・退会の方法を明確にします。
- (5) 役員
⇒役員の種類、職務、人数等を明記し、役割分担と責任を明確にします。
- (6) 会議
⇒会議は、団体の意思決定を行う場になります。総会等の定員数、議決方法を明確にします。

3 会則（規約）の提出が求められる場合

公的機関等での団体登録をする場合や補助金・助成金を申請する場合、保険などの手続きをする場合等に会則（規約）の提出が求められることがあります。

なお、「下妻市市民協働のまちづくり推進交付金」の申請の際には、会則（規約）の添付が必要になります。

4 新規の市民活動への助成

市民活動団体が新規事業を実施する場合、1団体・新規事業費の3分の2以内で10万円まで「下妻市市民協働のまちづくり推進交付金」を交付します。

5 問い合わせ・申請先

下妻市役所 企画課 企画調整係
(市庁舎3階)
〒304-8501 下妻市本城町3-13
電話 43-2114 (直通)

会則の参考例も
ご覧ください。

